

# 「日経エンタメ・コンテンツ株指数」

## 算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経エンタメ・コンテンツ株指数」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2026年5月18日版)

## 1：概要

「日経エンタメ・コンテンツ株指数」は東京証券取引所に上場する主要なエンタメ・コンテンツ関連銘柄から構成される時価総額ウェイト方式の株価指数である。

## 2：名称

正 称： 日経エンタメ・コンテンツ株指数

略 称： 日経エンタメ株指数

英文名称： Nikkei Japan Entertainment Content Stock Index

## 3：銘柄の管理

### (1) 基本事項

- ・ 日経エンタメ・コンテンツ株指数の構成銘柄数は、原則として 20 銘柄とする。
- ・ 毎年 11 月に構成銘柄の定期見直しを実施する。
- ・ 翌年の定期見直しまでの間に生じた臨時の銘柄除外でも、原則として期中は銘柄を補充せず、毎年の定期見直し時に 20 銘柄にそろえ直す。

### (2) 対象銘柄

- ・ 指数の対象となる銘柄は、東京証券取引所（東証）に上場するエンタメ・コンテンツ関連銘柄の中から選定する。ただし、上場後 2 カ月未満の銘柄、整理銘柄・特別注意銘柄に指定されている銘柄は対象としない。テクニカル上場を経ている場合は、新規上場銘柄ではなく完全子会社または消滅会社の上場日より判断する。

### (3) 構成銘柄の定期見直し

- ・ 毎年 10 月の最終営業日を「基準日」とする。11 月の最終営業日に銘柄を入れ替える。定期見直しによる銘柄入れ替えは、一定の期間をもって事前に公表する。
- ・ エンタメ・コンテンツ関連銘柄は NEEDS 業種分類※（小分類）で主力事業が以下の分類に属する銘柄とする。また、主力以外の事業が以下の分類に属する銘柄で、エンタメ・コンテンツ関連事業の売上比率が 10%以上あり、エンタメ・コンテンツ関連のマーケットシェアが高い銘柄も、時価総額の大きさを考慮したうえでエンタメ・コンテンツ関連銘柄に含める。

※「NEEDS 業種分類」は、現在の産業構造にあわせた日経 NEEDS 独自の業種分類。

各社の事業内容や売上構成に基づき業種を付与するが、企業の多角化経営を十分に考慮し、1社に対して主力事業の他にも複数の業種を付与する。分類は定期的に見直しを行うほか、主力事業の大きな変化時などに見直しを行う。

NEEDS 業種分類（小分類）
家庭用ゲーム機
玩具
出版（総合）
放送コンテンツ・映像制作
映画制作
音楽・ビデオソフト制作
家庭用ゲームソフト
オンラインゲーム・モバイルゲーム

- ・ 時価総額が 200 億円以上、直近 1 年間の 1 日平均売買代金が 5000 万円以上（上場後 1 年未満の銘柄は上場後基準日時点までで計測）、ただし、前年度の採用銘柄については、時価総額 100 億円以上かつ直近 1 年間の 1 日平均売買代金が 2500 万円以上を満たす銘柄を対象とする。
- ・ エンタメ・コンテンツ関連銘柄を対象に基準日時点の時価総額ランキングに基づいて次の優先順位で高順位（時価総額が大きい順）銘柄から 20 銘柄を選定する。
  - ① 10 位以内の銘柄
  - ② 現在採用銘柄で 23 位以内の銘柄
  - ③ 未採用銘柄
 時価総額の値が同じ場合は流動性（直近 1 年間の 1 日あたり平均売買代金）が高い銘柄を優先的に採用銘柄とする。

#### （４）構成銘柄の臨時除外

- ・ 構成銘柄が整理銘柄または特別注意銘柄に指定された場合には、原則として指定日から 5 営業日後に除外する。
- ・ 構成銘柄が統合などにより上場廃止となる場合には、原則として上場廃止日に除外す

る。

- ・ 監理銘柄に指定された銘柄については指定時点では原則として除外対象とはしない。ただし、将来の上場廃止の可能性がきわめて高いと認められる場合など、当該銘柄の採用を維持する事が著しく不相当と認められるに至った場合には、後日、事前に発表したうえで除外することがある。

#### (5) 構成銘柄の臨時補充

- ・ 企業再編に伴う銘柄除外については以下のケースを例に、特例的な銘柄採用を実施する。この特例的な採用可否の決定は、事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態等を勘案した上で行う。
  - i. 次の事由に該当した場合、上場廃止銘柄の事業実態が継承される会社（現在未採用の東証上場銘柄に限るが、短期間のうちに東証に新規上場が予定される場合を含む）を除外銘柄に代えて採用することを原則とする。
    - ・ 被合併により上場廃止した場合の、合併存続会社
    - ・ 株式移転または株式交換により上場廃止した場合の、株式移転により設立される完全親会社または株式交換後の完全親会社
  - ii. 事業分割等により会社分割が行われ、分割後の複数の会社が東証上場を継続する場合は、主力事業の継承会社を原則として継続採用する。
- ・ 臨時補充の実施日は原則として臨時除外日と同日とする。ただし、企業再編に伴い上場廃止となる銘柄に代えて事業実態を継承する新規上場会社を採用する場合は、原則として採用する銘柄の上場日に入れ替える。

#### (6) 過年度および本指数公表時点での構成銘柄

- ・ 遡及算出（後掲4－（8）参照）で用いた構成銘柄は、各基準日時点の時価総額ランキングで選定し、各基準日の翌月最終営業日に定期入れ替えを実施している。また上記（4）と（5）に記載の臨時除外・臨時補充ルールも適用し遡及している。

## 4：指数の計算

### (1) 基本事項

- ・ 時価総額ウェイト方式で算出する。
- ・ 2013年11月29日（算出基点日）を10,000とする。
- ・ 指数の単位はポイントとし、小数点以下3桁目を四捨五入し2桁まで表示する。
- ・ 東証の株価を利用して、1日1回終値ベースで算出する。

## (2) 計算式

- 日々の指数値は以下の算式により計算する。

$$\text{指数値} = \Sigma \{ \text{株価} \times \text{ウェイト} \cdot \text{ファクター} \} \div \text{除数}$$

## (3) 株価

- 価格採用の優先順位は以下のとおり。

①特別気配、連続約定気配または臨時気配、②終値、③基準価格

(基準価格とは、権利落ち理論値、前日の特別気配、連続約定気配または臨時気配、前日の終値の優先順で採用された値)

## (4) ウェイト・ファクター

- 指数計算に用いる各銘柄のウェイト・ファクター（指数用株式数）には、各銘柄の基準日時点の発行済み普通株式数を用いる。
- 定期見直し時に、特定の銘柄のウェイト（構成比率）が指数構成銘柄全体の10%を超える場合は10%以内に収まるようにウェイト・ファクターを調整する。
- ウェイト・ファクター設定以降、構成銘柄に株式分割、株式併合がある場合は、その比率に応じて当該資本異動の権利落ち日にウェイト・ファクターを調整する。

## (5) 除数

- 算出基点日である2013年11月29日の除数は次のように決定する。

$$\text{除数} = \Sigma \{ \text{算出基点日の株価} \times \text{ウェイト} \cdot \text{ファクター} \} \div 10000$$

- 算出基点日以降、構成銘柄の銘柄入れ替えの都度、次の計算式で除数を修正する。

$$\begin{aligned} \text{翌日の除数} &= \text{当日の除数} \\ &\times (\Sigma \{ \text{翌日構成銘柄の翌日用基準価格} \times \text{翌日用ウェイト} \cdot \text{ファクター} \}) \\ &\div (\Sigma \{ \text{当日構成銘柄の当日株価} \times \text{当日ウェイト} \cdot \text{ファクター} \}) \end{aligned}$$

- ・ 除数の修正は、算出結果を小数点以下 5 位で四捨五入し、小数点以下 4 位までとする。

## (6) スピノフ

- ・ 構成銘柄の株主にスピノフによって独立した会社の株式が割り当てられ、当該銘柄が短期間のうちに新規上場する場合、当該銘柄をスピノフの権利落ち日から上場日まで一時的に指数の算出対象に加え、上場日の翌営業日に算出対象から外す。
- ・ 一時的に算出対象に加える銘柄の株価は上場して有効な株価が生じるまでの間、公開価格または流通参考値段を用いる。ウェイト・ファクターはスピノフ元の構成銘柄のウェイト・ファクターにスピノフの割当比率を勘案した値を設定する。

## (7) 指数値の修正

- ・ 指数値の修正を必要とする事象が後日発生、判明した場合には、原則として、判明以降最初に到来する指数算出日を当該変件事象の発生日として指数計算に反映し、原則として過日にさかのぼっての修正は行わないものとする。

## (8) 過年度遡及分の算出

- ・ 算出基点日（2013 年 11 月 29 日＝10000）まで、終値ベースで遡及計算している。
- ・ 遡及算出に用いた構成銘柄は、3－(6)記載のとおり。

# 5：その他

## (1) 配当込み指数の算出

「日経エンタメ・コンテンツ株指数」の関連指数として、配当を加味した以下の指数を、日々終値ベースで算出する。

「日経エンタメ・コンテンツ株指数（トータルリターン）」

「日経エンタメ・コンテンツ株指数（ネット・トータルリターン）」

配当の取り扱いなど、計算上の基本事項は「日経平均トータルリターン・インデックス」に準拠している。

## (2) 利用許諾

「日経エンタメ・コンテンツ株指数」（日経エンタメ・コンテンツ株指数（トータルリターン）および同（ネット・トータルリターン）を含む。以下同様）は、株式会社日本経済

新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は「日経エンタメ・コンテンツ株指数」自体及び「日経エンタメ・コンテンツ株指数」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。「日経エンタメ・コンテンツ株指数」を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供する場合などで「日経エンタメ・コンテンツ株指数」を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要になる。

### (3) 免責

株式会社日本経済新聞社は、「日経エンタメ・コンテンツ株指数」（日経エンタメ・コンテンツ株指数（トータルリターン）および同（ネット・トータルリターン）を含む。以下同様）を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、「日経エンタメ・コンテンツ株指数」の計算方法、その他「日経エンタメ・コンテンツ株指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

「日経エンタメ・コンテンツ株指数」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

### (4) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室  
メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

2026年5月18日版	初版
-------------	----